

さいたま市告示第1467号

さいたま市統計調査条例（平成13年さいたま市条例第16号）第2条に規定する統計調査を次のとおり実施するので、第3条の規定により告示する。

令和7年9月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 調査の名称

次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査

2 調査の目的

保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、次期さいたま市障害者総合支援計画を策定する際の基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 さいたま市

(2) 属性的範囲

ア 市民向け調査票 個人

- ・ 市内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者、自立支援制度利用者、放課後等デイサービス利用者、難病患者受給者、小児慢性受給者
- ・ 市内精神科病院の入院患者
- ・ 発達障害関係団体の団体会員
- ・ その他、関係機関を通して配布

イ 事業所向け調査票 事業所

- ・ 市内の障害福祉サービス事業所

4 報告を求める個人又は法人

(1) 報告者数

ア 市民向け調査票

報告者数 約6,300

イ 事業所向け調査票

報告者数 約1,000

(2) 報告者の選定方法

ア 市民向け調査票

無作為抽出、有意抽出

イ 事業所向け調査票

全数

5 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 市民向け調査票

障害手帳取得状況、受診状況、住む場所、収入状況、介助者・支援者、相談先、就労状況、外出状況、コミュニケーション 等

（本調査には、意識等に関する事項も含まれる。）

イ 事業所向け調査票

事業所について、経営状況、地域協議会への参画状況、退職・採用状況、利用者受け入れ状況、研修実施状況、災害時の対応 等

(2) 基準となる期間

調査票記入日現在

ただし、事業所向け調査票の内、特定の期間に関する設問については、前年度または記入日前1年間。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 さいたま市－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 郵送調査及びオンライン調査

[調査方法の概要]

ア 市民向け調査票

- ・ さいたま市から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票を配布する。
- ・ 報告者は、記入した調査票をさいたま市に郵送で提出するか、Webサイトからオンラインで民間事業者に回答する。

イ 事業所向け調査票

- ・ さいたま市から報告者に対して、メールにより調査票を配布する。
- ・ 報告者は、Webサイトからオンラインで民間事業者に回答する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期 3年

(2) 調査の実施期間

10月1日～10月31日

8 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害政策課ノーマライゼーション推進係

(2) 電話 048(829)1306